

「国民主権」論における「国民」と「人民」

—Carré de Malberg の「国民主権」論—

渡 辺 良 二

- 1 はじめに
- 2 Rousseau における主権主体
- 3 1791年憲法における主権主体
- 4 まとめにかえて

1 はじめに

フランス1791年憲法は、Rousseau の社会契約論にみられるような国民（人民）主権とはことなつた主権原理を樹立した、という理解は、フランス公法学においてまた最近では日本においても有力なものとして存在している。

それではその異質な原理ということの意味はどのようなものであろうか。たしかに1791年憲法は、その条文のいくつかをみただけでも、Rousseau 流の国民（人民）主権論、ないしその思想を原則的に採用していると考えられている。1793年憲法とは相当ことなつたものであることがわかる。たとえば、その第3篇公権力の前文第1条では「主権は、単一、不可分、不可譲で、かつ時効によつて消滅することがない。主権は、国民 Nation に属する；人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を自己に帰属させることができない」としながら、2条では「すべての権力は、国民のみから発し、国民は、授權によるものでなければ、それを行使することができない。フランス憲法は、代表制である。代表者は、立法府および国王である」として、国民自身による公権力の行使を禁止し、本来ならば国民（人民）主権に反すると考えられる選挙にもとづ

(1) 東大社研・1791年憲法の資料的研究・1972年、24頁以下。以下1791年憲法の原文および訳文はこれによる。

かない国王を代表者として、行政権のみならず立法権にも関与させている（第3篇第3章第2条）。これに対し選挙権は、税額による能動市民と受動市民の区別によって普通選挙権は否定されている（第3篇第1章第2節第2条）。これだけを見ても1791年憲法の反民主制的傾向は明かといえよう。しかしここで問題なのは、あれこれの国家意思決定の制度的あり方自体にあるのではなく、それらの究極の根拠たる主権の問題である。主権における異質性とは次のようなものである。すなわち、Rousseau の国民（人民）主権は、主権を国民を構成する市民のそれぞれに可分的に *divisiblement* に帰属せしめているのに対し、1791年憲法では、主権を、このような具体的に存在する市民ないしその総体とは区別された、別個の、一つの観念的な集合体としての「国民」に不可分的に *indivisiblement* に帰属させている、というものである。（以下便宜上、具体的に存在する市民の総計を示す用語として「人民」、その「人民」に主権を帰属させる Rousseau 流の国民（人民）主権を「人民主権」、観念的な集合体たる人格を「国民」、その「国民」に主権を帰属せしめる主権論を「国民主権」とする）。このような理解の最も典型的な代表者は、C. de Malberg であろう。彼は、Rousseau の「人民主権」に対して、1791年憲法の「国民主権」を「フランスにおける公法と権力の組織の基本原理の一つ」とする⁽²⁾。そして先の1791年憲法の主権に関する規定を引用しつつ、「主権がそこで *nationale* といわれているのは、それが全国民 (*la nation tout entière*) に不可分的に在るという意味においてあり、決して国民それぞれの人格に、ましてや、いかなるグループにも可分的に在るという意味ではない。国民は、それ故統一した集合体、すなわち集合的な本質である限りにおいて主権的である⁽³⁾」とする。また戦後では、Vedel も、「人民主権」では、主権者は、政治体を構成する個人の総計であるのに対し、「国民主権」においては、その主体は、「一定の時点における選挙人のみではなく、過去・未来の世代を含む⁽⁴⁾」とのべる。また Laferrière も1791年憲法の「国民」

(2) Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, 1920, t. II, p. 167.

(3) *ibid.*, p. 173—174.

(4) Georges Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, 1949, p. 131.

は、「不可分の永続的な集合体である限りにおいて、一定の時期に国民を構成する諸個人と区別された法的人格である⁽⁵⁾」とする。さらに Burdeau その他も同趣旨である⁽⁶⁾⁽⁷⁾。もちろんこのような主権主体の相違のもつ法的意義づけやそれが国家意思決定制度のあり方にかなる結果をもたらすかについては論者によってことなつたものでありうる。たとえば C. de Malberg は、「国民主権」は、真正の意味での君主制も民主制も排除した、「代表制 le Gouvernement représentatif」という特定の統治様式と結びつく⁽⁸⁾、とするのに対して、Burdeau は、「国民主権」は、「代表制」や「直接制」などの「Pouvoirs の行使の多様な方法と両立しうる⁽⁹⁾」としている。

本稿は、このような「人民主権」と「国民主権」を区別する理論の妥当性について検討を加えようとするものである。しかし、ここでは、「人民主権」と

(5) Julien Laferrière, Manuel de droit constitutionnel, 2éd. 1947, p. 61.

(6) Georges Burdeau, Droit constitutionnel et institutions politiques, 8éd., 1959, p. 103ff. また、Jean Roels, Le concept de représentation politique au dix-huitième siècle français, 1969. も当時の Sieyès について同様にのべる。最近の、Jacques Cadart, Institutions politiques et droit constitutionnel, 1975, t. I, p. 167 ff. は、この区別は、実際の理由はもはやないが、une valeur historique et pédagogique, importante をもっているとす。

(7) 日本では、杉原教授が「国民主権の研究」・岩波書店・1971年、で、樋口教授が「近代立憲主義と現代国家」・勁草書房・1793年、で「国民主権」と「人民主権」の区別について論じている。しかし両氏の理論はことなっている。この点については、芦部信喜編「近代憲法原理の展開 I」東大出版会・1976年、掲載の両氏の論文の他、拙稿「『国民主権』論の検討」(1)(2)、彦根論叢175・176号合併号、179号参照。なお本稿はこの両氏の主権論を直接の対象とはしていないが、筆者の主権論に関する基本的テーマは、この両氏の主権論をふまえつつ、フランスを中心とした主権(論)の憲法史研究にある。本稿は、この過程におけるフランス公法学における主権論の検討の一環である。またここで「国民」と「人民」という主権主体の問題のみをとりあげたのは、前掲の拙稿でのべておいたように、「国民」と「人民」を全く異質なものとする理解に対する疑問をもっているからである。もちろんそれは、主体規定の問題の検討のみならず、主権の概念規定によって補充されなければならないのは当然のことである。

(8) C. de Malberg, op. cit., p. 180, p. 190ff.

(9) G. Burdeau, op. cit., p. 106.

「国民主権」の区別をもたらすすべての法的結果について検討することはできないし、またこの問題にかかわるすべての所説をとりあげることはできない。したがってここでは、この問題の中心点である「国民」と「人民」という主体規定自体に問題を限定し、また対象たる理論として、この問題を最も詳細に展開していると考えられる C. de Malberg の理論をとりあげることにする。この C. de Malberg の理論は、要約すれば、すでに簡単にのべたように、① Rousseau の「人民主権」の主権主体は、具体的存在たる市民の全体としての「人民」であり、主権はその構成員たる市民に分有されている、②1791年憲法の「国民主権」における「国民」はそのような「人民」とは区別された、統一した集合体であり、その「国民」に主権は不可分のものとして帰属する、というものである。ところでこのような彼の分析は、自己の「主権は、その *sujets* とは区別された、それに優位するもの、すなわち国家自体においてのみ根拠づけることができる⁽¹⁰⁾」という国家主権の立場と密接に関連していると考えられるのであり、検討の中心も、それが①、②の分析とどのように関連せしめられているか、におかれる。なお以下、まず Rousseau、ついで1791年憲法の順に、それぞれ C. de Malberg の分析の検討をおこなう。

2 Rousseau における主権主体

(1) Rousseau の「人民主権」論の基礎は当然のことながら社会契約である。この社会契約は「各契約者の特殊な自己に代って、一つの精神的で集合的な団体をつくり出す。その団体は集会における投票者と同数の構成員からなる。それは、この同じ行為から、その統一、その共同の自我、その生命およびその意志を受けとる。このように、すべての人々の結合によって形成されるこの公的な人格は、……今では共和国 (République) または政治体 (Corps politique) という名前をもっている。それは、受動的には、構成員から国家 (État) とよばれ、能動的には主権者 (Souverain)、同種のものと比べるときは国 (Puiss-

(10) C. de Malberg, op. cit., p. 166.

ance) とよばれる。構成員についていえば、集合的には人民 (People) という名をもつが、個々には、主権に参加するものとしては市民 (Citoyens)、国家の法律に服従するものとしては臣民 (Sujets) とよばれる⁶⁰。

ここでの問題は、こうして成立した「一つの精神的で集合的な団体」たる国家とその構成員たる「人民」なり市民との関係であり、主権がこのいずれに帰属せしめられているのか、しかもそれは可分的にか不可分のものとしてか、である。この点 Rousseau の理論は矛盾した構成をもっていとされる。たとえば社会契約はそれによって個人に優位する公的権威、つまり国家を社会のうちに創ることにあるとされるが、それは同時に「集会における投票者と同数の構成員からなる」と⁶¹とされているし、また主権は、「譲り渡すことができない、という同じ理由によって、主権は分割できない⁶²」とのべていながら、「国民が一万人の市民から成り立っていると仮定しよう。……国家の各構成員は、……主権の一万分の一の分前しかもたないのだ」。そしてそれは、「すべての主権的行為について投票する単一の権利、すなわち、何ものといえども、市民からうばいさることのできない権利⁶³」であるとして、主権可分論ないし分有論をのべる。さらに主権の発現たる一般意志 *volonté générale* は、市民の投票によって決定されることは明かであるが、他方それは、投票結果たる全体意志 *volonté de tous* とは「時にはかなり相違があるものである⁶⁴」とされる。

このような Rousseau の理論の矛盾をどのように理解するか。C. de Malberg は、すでにのべたように、Rousseau の主権論は、主権を「人民」を構成する個々の個人、つまり市民に可分的に帰属せしめている、と理解する。そしてこのよ

(11) Rousseau, *Contrat social*, Liv. I ch. 6. 桑原訳「社会契約論」・岩波文庫・昭和29年、31頁。なお、以下の Rousseau の引用については、原則として本書による。

(12) C. de Malberg, *op. cit.*, t. II, p. 154.

(13) Rousseau, *op. cit.* Liv. I. ch. 6., 前掲訳書31頁。

(14) *ibid.* Liv. II ch. 2. 前掲訳書44頁。

(15) *ibid.* Liv. III ch. 1. 前掲訳書86頁。

(16) *ibid.* Liv. IV ch. 1. 前掲訳書146頁。

(17) *ibid.* Liv II' ch. 3. 前掲訳書47頁。

うな主権論は、少数者の多数者の意思への服従という、「人民主権」の予定する多数決原理と両立しえない、とする。かかる批判点は、Esmein にもみられるものである。Esmein は、選挙権 *suffrage politique* を市民の権利とする見解の根拠として Rousseau の理論をあげ「もしそれぞれの市民が人格的に自己の持分に対し主権的ならば、少数者の多数者に対する服従は説明できない。この必要な服従の事実が個人が部分的な主権をもたないことを実証する」とのべる。Rousseau の主権論は主権可分論であり、主権主体たる「人民」は個々の市民でありその総計ということになる。反対に Rousseau の主権論を主権不可分論であり、主権主体も具体的な市民とは区別される集団とする見解もある。たとえば Duguit である。彼によれば、「真実の論理は、国民主権（＝「人民主権」—渡辺）の原理においては、主権をもつものは集合的人格であって、個別的にとらえられた市民はその最小の部分をもたない」。Rousseau の主権分有論はこの自らの論理と矛盾している。また一般意志も個別意志の総計ではない。したがって国民（人民）主権は普通選挙権をも導き出すことはできない、とする。もちろん Duguit はこの批判を、かかる集合的人格に主権を帰属せしめることの論証不可能性を示す立場からなしている。（Duguit の場合、このような国民主権の問題は、Rousseau に固有のものとしてではなく、1789年人権宣言、1791年憲法の主権原理に共通のものとしてされている。）

(2) しかしこの点は、杉原教授がのべているように、国家の成立を社会の構成員の契約から説明する社会契約論の立場からすれば、「社会契約によって成立する団体」、つまり国家と「市民の総体」を区別することは困難であり、そこに基因する「避けがたい」矛盾であったのであり、それは社会契約論を前提とする限りにおいては、主権主体たる「人民」が1人の人間ではない、という

(18) C. de Malberg, *op. cit.*, t. II, p. 161ff.

(19) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*. 7éd., 1921, t. I., p. 356.

(20) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3éd., 1927, t. I, p. 585—6.

(21) *ibid.* t. II, p. 581—2.

(22) 杉原前掲書 159頁。

主体の特別の性格に基くものと考えられる。このように考えると、Rousseau の理論は、主権不可分論か可分論か、「人民」は市民の総計か否か、ではなく、主権不可分論でもあり可分論でもあるということになる。

このことは、Rousseau の「人民主権」を君主主権との対抗関係で考察すれば容易に理解しうることである。君主＝主権者＝国家という君主主権に対抗しようとするれば、「人民主権」論においても、「人民」は主権者でありまた国家でなければならない。社会契約論がそのための強力な理論的基礎を提供するものとなったことはいうまでもない。ただそこでは統治の主体である「人民」は同時に被治者でもあるから、君主主権における君主のように被治者とは異質な優越的存在として、被治者の服従を要求しえない。また「人民主権」においては、「人民」のみが主権者であるから、「人民」以外のいかなる個人—たとえ君主—、「人民」の一部—中間団体や特権層—にも主権が委ねられてはならない。主権は一体のものとしてまた不可分のものとして「人民」に存するのである。ここでは主権は不可分である。しかし同時に「人民」は、君主とことなり一個の人間ではないから、「人民」の意志は「人民」の構成する諸個人、つまり市民の意志の結合ないし総計として以外には存在しえない。この市民の意志を結合することが「人民」の主権の発動に不可欠であるとするれば、その主権の発動に参加する市民の資格が主権的権利であるとするのは当然のことであろう。ここではたしかに主権可分論である。それでは前述の C. de Malberg 等の批判、つまり個々人がもし主権的であるとすれば、少数者の多数者（少数者にとっては他人）の意志への服従を説明しえない、という批判は、社会契約の立場からはどのように考えられているのか。たしかに Rousseau は、主権の市民への分有についてのべている。しかしそれはあくまでも部分的な主権—1 万分の 1 の主権—の分有であって、1 個の独立した主権、たとえば C. de Malberg のあげている⁸³ 国家のもつ主権、ではありえない。たしかに最初の社会契約では、それ以前の自然状態においては各人は「各人の裁判官」でもあるから、独立した一個の「主権」をもっているといつてよい。しかしそこでは、社会契約は全

⁸³ C. de Malberg, op. cit., t. II, p. 162ff.

員一致であり、しかも自己のもつすべてを「共同体の全体に対して全面的に譲渡する⁶⁴⁾」のであり、各人が独立した「主権者」のままで国家への服従関係に入るわけではない。社会契約以後は、各構成員はまさに1万分の1の主権であって、独立したものではありえない。それはあくまでも全体として1つの主権の部分としてのみ存在理由をもっているのであり、その個々の部分をとりあげても意味がないであろう。

社会契約論からすれば「人民主権」はこのような構造をもつことになる⁶⁵⁾。ただ Rousseau の場合、この主権不可分論、可分論、「人民」の統一体性、個別性が常に統一してのべられているわけではない。すでに引用したように、Duguit のように、主権主体を具体的な市民の総計とは区別された集合体に帰属せしめていると考えられる箇所もある。たとえば前述の、「全体意志と一般意志のあいだには、時にはかなりの相違があるものである」という箇所や、「ある法が人民の集合に提出される時、人民に問われていることは、正確には彼が提案を可決するか、否決するかということではなくて、それが人民の意志、すなわち、一般意志に一致しているかないか、ということである⁶⁶⁾」という一節は、一般意志の正しさなり一般性を強調したり、主権や一般意志による統治の正当性を強調する一つまり C. de Malberg 等の「少数者の多数者への服従」の証明—ためのべられているのである。つまりこのような場合、主権の可分性、「人民」の個別性ではなく、不可分性、「人民」の統一性という側面が強調されている。逆に主権とその発動の民主主義的性格がのべられる時は、主権「人民」がその参加者—市民—の総計として、可分性が前面におし出されてくるのである。

64) Rousseau, op. cit., Liv. I ch. 6. 前掲訳書30頁。

65) むしろこのように、「人民」=国家とすることによって、君主=主権者=国家という君主主権と、権力の正当性という主権論の「本来の土俵」(樋口前掲書299頁)において対抗することができたであろう。その意味で C. de Malberg が、君主主権における君主の人格と國家の混同を断たしめた、という功績 (C. de Malberg, op. cit. p. 167 ff) は、本質的には1791年憲法の制定者よりも Rousseau にあるといえてよい。

66) Rousseau, op. cit., Liv. IV ch. II. 前掲訳書149頁。

(3) このような Rousseau の主権そしてその主体論を C. de Malberg は、主権可分論であり、「人民」は主権を分有する市民の総計からなると評価する。このような評価の基礎になっているのが、先にのべた彼の国家主権の立場である。たしかにかかるといえる立場からすれば、Rousseau の理論構成は理論的矛盾であろう。しかし、その矛盾にもかかわらず、Rousseau にとって重要なことは、彼の主権とその主体たる「人民」の不可分性と可分性の並存であろう。それが可分論をとることによって、不可分論は成立しえなくなる、という C. de Malberg の批判は、この国家主権論ぬきには考えられない。

しかし、この段階では C. de Malberg の「国民主権」論の問題性は、なお明確にはあらわれていない。彼の「国民主権」論は、むしろこの Rousseau の「人民主権」論が主権可分論であるという認識を前提として、1791年憲法の「国民主権」がその理論的矛盾の一つの解決形態、しかもそれを彼の理論的立場に合致した解決、と位置づけるところにあるといつてよいのである。そこで1791年憲法の主権主体の問題が検討されなければならない。

3 1791年憲法における主権主体

(1) C. de Malberg によれば、⁶⁷⁾ 1789—91年の制憲者が主権を不可分のものとして、個人とその総計たる「人民」と区別された「国民」に帰属せしめたのは、直接には、歴史的な原因である。その歴史的原因とは、アンシャン・レジームの君主制であり、それがこの「国民主権」というフランス公法の近代的システムの出発点の鍵である。すなわち、アンシャン・レジームの国王は、国家権力の個人的所有と自身においてのみ国家が存在する、との立場をとっていた。フランス革命の業績はこの混同を断たしめた点にある。国家と国王の人格の分離であり、「国民」を国家の真実の構成要素として、したがって主権的権力の正当な保持者として国王に対置せしめたのである。しかしこのことは、それ自体が1791年憲法の「国民主権」が Rousseau の「人民主権」とその主権主体とこ

⁶⁷⁾ C. de Malberg, *op. cit.*, t. II, p. 169ff.

となることの論証になるわけではない。それでは、C. de Malberg が1791年憲法が主権を「人民」やその構成員と区別された人格、すなわち「国民」に帰属せしめたとする根拠は何か。この点では他ですでに引用している“*Contribution à la théorie……*”の当該部分では必ずしも明確ではない。1791年憲法が、主権は一つであり不可分かつ時効にかからない、いかなる人民の部分も個人も主権の行使を篡奪しえない、と規定していても、そのこと自体はルソー自身も承認するところである。また1793年憲法も同様の規定をおいているのである。⁶⁹⁾それ故、まず、主権主体が「人民」とは区別された「国民」に帰属することの具体的内容について検討を試みることにする。⁶⁹⁾1791年憲法が「人民主権」とことなっていると考えられている点としては、まず選挙権の法的意義づけが問題となる。「人民主権」はそれを市民の「うばうことのできない権利」としているのに対し、1791年憲法では、それは市民の固有の権利ではなく、国家によって決定される公職、公務にすぎないということになる。そこで、1791年憲法の制憲者は、市民を税額によって市民を能動市民と受動市民に分け、制限選挙制を正当化したのである。もう一つは「代表制」である。もちろんそれは代議制という意味での代表制ではなく、1791年憲法において特定の意味をもつとされる「代表制」である。その中心的内容は命令的委任の禁止である。この二点が1791年憲法の「国民主権」の検討に不可欠のものであることは容易に知りうるであろう。まさにそこで「人民」の固有の「主権的権利」が問題となっているからである。⁶⁹⁾そこでこの二点と主権主体規定との関係が問題となるのであるが、まず

69) L. Duguit et H. Monnier, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 5éd., p. 66.

69) ここで選挙権と命令的委任の問題をとりあげるのは、「国民主権」の法的結果としてではなく、制憲時における「国民」観念検討の素材としてあることはいうまでもない。

69) 本文では、1791年憲法が主権主体を「国民 Nation」とし、1793年憲法が「人民 People」としている点、また1791年憲法で「国民」と「人民」が使い分けられているという、「国民」と「人民」の用語法自体の問題は省略した。C. de Malbergを含めて、「国民」と「人民」を区別する場合、これらの用語法自体を問題にしているとい

うよりも、本文でのべるような具体的な制度のあり方との関連において提起していると考えられるからである。しかしそれにしても、1791年憲法では、第3篇前文のなかでも、「主権は、国民に属する、人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を自己に帰属させることができない」（傍点渡辺以下同様）としているし、第3篇第1章第5節立法国民議会への代表者の集合第6条では、「代表者は、全員で、フランス人民の名において、『自由に生きるか、死ぬか』の宣誓を唱和する」、「代表者は、ついで、個別に、『……国民、法律および国王に全員が忠実であること』の宣誓を行う」と規定する（前掲「資料的研究」）。このような使いわけは何を意味するのであろうか。この点、最も重要な第3篇前文に関する制憲議会での審議においては、「国民」と「人民」の使いわけは問題となっていない。この審議では Robespierre も発言しているが、その内容は、Mounier の提案では前文第1条が「主権は一つであり不可分であって、国民に属す」となっていたのに対して、「不可譲 inalienable」を加えること、第2条の *pouvoirs* を *fonctions* におきかえること、国王は国民の代表者ではないから、「第一の官吏 *le premier fonctionnaire publique* ないし執行権の長 *le chef du pouvoir exécutif*」と呼ぶこと、であって、「国民 Nation」という用語自体を問題としているわけではない。それだけではなく、Rousseau の「人民主権」についてのべる場合も、「国民 Nation」を用いている（以上 Archives Parlementaire, Serie I Vol. 29. p. 326—7）。したがってこの点でも、本文でのべるように、制憲時には、C. de Malberg がのべているような意味での「国民」と「人民」の使いわけはなされていなかったことは明かである。

それではこの使いわけはどのような意味あいにおいてか。筆者の現在の考えを簡単にのべておこう。私は、この点は、三部会第三身分会議の国民議会への転化の過程とかわかっていると考えている。すなわち、第三身分会議の国民議会 *l'Assemblée nationale* への転化は、1789年6月17日の *Déclaration des Etats Généraux, par laquelle, après s'être constitués, ils prennent le titre d'Assemblée nationale* においてである（前掲「資料的研究」）。そこでは将来の議会の名称をどのようにするかについて、革命の進行にかかわる重大な対立があった（さしあたり、Eberhard Schmitt, *Représentation und Revolution* 1969. そのうち特に s. 223以下。）そこでは、第三身分会議を、「全国民」のなかの「人民」代表、すなわち第三身分の代表のままにとどめておくのか、それとも「全国民」の代表にまでたかめるのか、が争われた。そしてそれは同時に議会の権限は、国家的事項の一部を担当するにすぎないのか、それとも国家存在全体にかかわるすべての処置をなしうるのか、という問題でもあった。たとえば妥協的立場をとった Mirabeau は、「*Représentants du Peuple français*」を提案した。これはイギリス流の二院制を念頭においていた。すなわち特権層の存続を承認していたのである。これに対し Sieyès の提案は、*l'Assemblée nationale* であった。「資格審査ののち審議した会議は、この会議が、すくなくとも国民 Nation の96%によって

この問題が制憲議会でどのように審議されたかをみておくことが必要である。C. de Malberg の国家論上の立場と「国民主権」分析の関連を問題にする時、制憲議会がいかなる「国民」観念を用いていたか、それがこの二点とどう関連せしめられていたかが重要となる。もちろん制憲議会における審議の経過を全体として分析することはできないから、特に「国民主権」説と関わりのある発言をいくつかとりあげるにとどまる。

(2) ① 選挙権の位置づけ

周知のように、1791年憲法は、その内容の全体が短期間に集中的に審議、決

直接に派遣された代表者によって構成されていることを確認した。『「国民議会」の名称は、現在の事業における構成員が適正かつ公正に知られ、かつ審査された唯一の代表者であるからであり、それらの者が国民のはほぼ全体によって直接に派遣されているからである……。』（前掲「資料的研究」82—3頁）すなわち、「人民代表」は「全国民」の代表たりうるということである。この点は、この転化の理論的基礎となった Sieyès の「第三階級とは何か」により端的に示されている。すなわち、「国民とは何か。共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によって代表される共同生活体である。」その国民の存続にとって必要なものは「個人的労働と、公職である。」「第三階級は全国民を形成するに必要な一切のものを自らのうちにもっていないと誰れがいい切れよう。」「貴族階級は、その私法上及び公法上の特権によって我々の中にある異邦人にほかならない。」「貴族階級はまさに「国家の中の国家である。」「第三階級は国民に属するすべてのものを包含するものであり、第三階級でないものはすべて国民とは見做されない。第三階級とは何か一すべてである。」（大岩誠誠「第三階級とは何か」岩波文庫23—28頁）

このようにみえてくると、たしかに「国民」と「人民」＝第三階級は区別されている。しかし、ここで区別されていることの意味は、二つの観念はことなっている、しかしそれにもかかわらず両者は同一視しうる、ということにある。そこで強調されていることは、「人民」＝第三階級の「全国民性」であり、特権階級の「非国民性」なのである。（この点和田進「フランス革命初期における国民代表思想の検討(1)」・法学論叢99巻4号・参照。）

1791年憲法における「国民」と「人民」との使いわけも、まずこのような理論づけとの関連で理解することが必要だと考えている。もちろん、この点にはさらに立入った検討が必要であり、そこでは「国民」は何を意味するのか（それは、上にのべたような意味では、単に法のみならず、すぐれて政治的意味を付与されているといつてよいが）、また1793年憲法では、「主権は人民に存す」となっていることの意味の検討も必要になってこよう。なお Sieyès については拙稿『「国民の憲法制定権力」に関する若干の考察』法学論叢94巻2号参照。

定されたわけではない。その実質的内容は1789年から1791年の憲法制定までの過程における様々なデクレのなかにすでに具体化されている。選挙権について、有名な能動市民と受動市民の区別によって制限選挙制が採用されたのが、1789年12月14日の地方公共団体組織法 *Décret de l'Assemblée Nationale, concernant la constitution des municipalités* である。それらをふまえて憲法典の当該部分の審議は1791年8月11, 12, 13日におこなわれている⁶¹⁾。杉原教授は、これらの審議の過程で制限選挙を正当化するために様々な論拠がのべられたとする。それは、当時の下層市民階級の無能力論、Sieyèsの納税者株主論、民衆の腐敗などである⁶²⁾。これらの主張は、「人民主権」原理の否定という点では重要ではあるが、ここでの問題である「国民」の概念規定とは直接関係しない。これらは「人民主権」の否定、選挙権の制限という、その反民主制的な政治的志向においてはもちろん同一ではあるが「国民」の観念的な集合体性という論理自体とは全く無関係だからである。問題となりうるのは、選挙公務説である。C. de Melbergはこの点に関し、1791年8月11日のThouretの演説を引用する。彼は次のようにのべる。「あらそわれない前提がある。それは、人民が section によって選挙することを義務づけられている場合でも、section のそれぞれが、直接に選挙する場合でも、自己のために選挙しているのではない。全国民 *la nation entière* のために選挙するのである。……選挙人の資格は公的任務 *une commission publique* に基づいている。国家の公権力は、その委任を規律する権利をもっている。」またBarnaveも同日、「選承人の資格は公的職務 *fonction publique* にすぎない。それに対してはだれも権利をもたない。……それぞれが選挙するのは全社会のためであり、人々がその名においてまたそのために選挙するところの社会は、諸個人が社会のためになす選挙がそこに基礎をおくべき諸条件を決定する権利を本質的にもっている」とのべている⁶⁴⁾。

61) 杉原前掲書241—2頁。前掲「資料的研究」242頁。

62) 杉原前掲書242—4頁。

63) C. de Malberg, *op. cit.*, t. II, p. 434.

64) *ibid.* p. 435.

② 命令的委任の禁止

命令的委任の禁止が実定法化されたのは1789年12月22日の第一次集会組織法 *Décret relatif à la constitution des assemblée primaires et des assemblée administratives* である。⁶³ここでは Sieyès の1789年9月7日の演説が有名である。C. de Malberg によれば、⁶³ Sieyès は次のような「国民の統一とその主権の不可分性の原理への喚起」から演説をはじめた。命令的委任は、「極端に危険なものとなる。それら（誤った諸原理一渡辺）はフランスを小民主国家の無限さに分裂させる以外のなにもでもない。フランスは決して国家の集合体ではない。それは、統合的な部分からなる統一体である。その部は、分独立して完全な存在をもつものであってはならない。それらは、単に連合して全体をなしているのではなく、唯一の全体のみをなしているからである。」「議員は全国民の代表である。すべての市民が委託者である。baillage の集会において多勢の意志に反して少数の意志が（議員に）課せられることを望まない、ということ以上の理由で、すべての市民の議員が全国民の意志に対して baillage や municipalité の住民のみの意志を聴くことは望ましくないであろう。かくして議員には国民の意志以外の *mandat impératif* や積極的な意志は存在しない。」また Thouret は「baillage や province は、国民の単なる四肢であり、従属的な部分であるから、それらが自己の特殊利益と信ずるところに従って、国民に法律の制定を命じたり、それらの特殊な見解を押しついたり、公益を妨害したりすることは許されない。baillage と province の代表は絶対に存在せず、国民の代表のみが存在する」とのべる。

ここでとりあげた発言は、ごく少数であるが、いずれも「国民主権」論の重要な根拠とされているものである。

たしかにここでは、「人民主権」の当然の帰結であるはずの、普通選挙権や代表者に対する選挙区の統制権が否定されているし、その根拠として「全国民」、「全社会」ということがひき合いに出されている。しかしその「全国民」

⁶³ 杉原前掲書246頁。前掲「資料的研究」98頁。

⁶⁴ C. de Malberg, op. cit., t. II, p. 255ff., Laferrière, op. cit., p. 405.

というのは、「国民主権」論のいうように具体的に存在する「人民」と区別された観念的な存在とされているであろうか。そうではないであろう。「全国民」と選挙区や選挙人とは全体と部分の関係として与えられているのではないだろうか。Sieyès が「すべての市民の議員が全国民の意志に対して *baillage* や *municipalité* の住民のみの意志を聴くことは望ましくない」とのべたり、Thouret が「*baillage* や *province* は、国民の単なる四肢であり、従属的な部分であるから」というのも「全国民」と選挙区のような関係を示しているといつてよい。それでは、「選挙人の投票は、選挙人自身のための投票ではなく全国民のための投票である」、「議員は全国民の代表である。すべての市民が委託者である」、という発言はどうか。しかしこのような、選挙人や選挙区が特殊利益をはなれて全国民のために行動しなければならない、ということ自体は、至極当然のことであろうし、また Rousseau 自身も承認することというより Rousseau の理論そのものでもある。たとえば、「徒党、部分的団体が、大きい団体を犠牲にしてつくられるならば、これらの団体の各々の意見は、その成員に関しては一般的でも、国家に関しては特殊なものになる。」「だから一般的意志が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分の意見だけをいうことが重要である⁶⁷⁾」という中間団体否認論や一般意志の一般性の強調等々。このような「全国民性」の強調は、制定過程における Sieyès の理論でもある⁶⁸⁾。ただ Rousseau と 1791 年憲法の制定者がことになっているのは、Rousseau がそのことと、「人民」の部分である市民がそれぞれ「自分自身の意見をのべること」と結びつけて主張していたのに対し（ただし、2 でのべたように時にはそれらが分離せしめられたことがなかったわけではない）、後者は、それを選挙人なり選挙区の固有の権利を否定することの理由づけ（「口実」といった方がより正確かもしれない）としていることであり、全体と部分—選挙人や選挙区—が対立するものとされていることである。しかし

⁶⁷⁾ Rousseau, Liv. II ch. 3. 前掲訳書 47 頁。

⁶⁸⁾ Pierre Dandurand, *le Mandat impératif*, 1896, p. 64. C. de Malberg. もこの点では同様の指摘をする。C. de Malberg. *op. cit.*, t. II, p. 255.

それは、あくまでも全体と部分との対立であって、ことなつた主体間の対立としてではなかつたと考えられる。たしかに筆者自身1791年憲法の制定過程のすべてにわたつて分析しつくりしているわけではないから、安易な断定は慎まなければならないが、すくなくとも、Sieyès 等が Rousseau の「人民」と区別された、つまり観念的な集合体としての「国民」観念を自覚的に展開し、それによって、選挙権や命令的委任の問題を処理しようとしていたのではなかつた、ということは明かである。

(3) とすれば、1791年憲法の「国民主権」が Rousseau の「人民」とことなる「国民」に主権を帰属させた、という分析は、後世の何らかの理論的立場からの評価である、ということになる。C. de Malberg の場合は、その、「主権は、その sujets と区別された、それに優位するものとしてのみ、すなわち国家自体においてのみ根拠づけることができる」という国家主権の立場であり、1791年憲法をそのフランス的あらわれとする見方である。すでにのべたように、彼によれば「国民主権」の原理は、国民議会によって1789年に宣言された歴史的諸条件と結びつけて理解しなければならず、またこの原理がフランス公法に特別なものという観点を失ってはならないとする。この点では、ドイツ流の国家主権説とことなっているのである。⁶⁹⁾ C. de Malberg がフランス革命の主要な業績がアンシャン・レジームにおける国家と君主の人格の混同を断しめたことにあると考えていることもすでにのべた。そして「1789年の人々によってひき出された本質的理念は、国家は国民の人格以外のなにものでもない、ということである。国家は、そこに国民的共同体が総括された公的人格である」、「国家の主権は国王ではなく国民自身にその席をもつ。⁷⁰⁾」このような「国民主権」は、国家が国民の人格化であるにしても、Rousseau の「一つの精神的・倫理的な共同体」が「集合における投票者(=人民一渡辺)と同数の構成員からなる」とされているのと全くことなるものであるとはいふまでもない。逆に

69) C. de Malberg, op. cit., t. II, p. 169.

70) ibid.

71) C. de Malberg, op. cit., t. II, p. 170.

また国家が「国民」の人格化ということが、ドイツ流の国家主権説との相違点にもなっている。ドイツの国家主権説では、国民は国家の支配の客体にすぎないのである（主権論の次元では）。このように主権の主体規定の問題でいえば、C. de Malberg の評価による1791年憲法は、Rousseau の「人民主権」とドイツ流の国家主権説との中間的性格を与えられているとあってよい。そこにフランス公法の特異性を C. de Malberg はみていると考えられよう。このように C. de Malberg は、1791年憲法における「国民」を観念化しそれを「人民」と区別された「国家」と位置づけることによって、Rousseau の理論の矛盾の解決として「国民主権」を提起しているのである。

しかし、彼の「国民主権」はそれにとどまらない意味をもっている。すでにのべたようにそれは国家意思決定制度において「国民主権」は民主制を導き出さなければならぬか、それを排除するものとなっているからである。⁽⁴³⁾この点を彼の「代表制 le gouvernement représentatif」理解についてみよう。

(4) 彼によれば、「国民主権」と「代表制」との間に成立する関係は、1791年憲法に明確に示されており、「代表制は、その出発点を国民主権のシステムにもち、国民主権の観念は本質的に代表制に結びつく。⁽⁴³⁾」この「代表制」が言葉の厳密な法的意味における代表関係と全く異質なものであるということは周知のことがらである。C. de Malberg は、それを「国民の機関 le organe de la nation」⁽⁴⁴⁾とする。この「国民の機関」論は、すでに杉原教授が独立の立場から展開されているので、ここで詳細にのべることはしないが、要は、機関とは、「個人としてであれ、団体としてであれ、憲法によって集合体のために意欲することが定められ、その意思が、この法的資格付与によって集合体の法的意思とされる人間 les hommes」⁽⁴⁵⁾のことである。1791年憲法における立法府は「代

(42) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 349 ff.

(43) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 199.

(44) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 285.

(45) 杉原前掲書314頁以下。

(46) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 286.

表」ではなく、この「国民の機関」と評価されなければならない。⁴⁷⁾代表されるべき国民は、それを市民の総計と考えると、それと区別された抽象体としても、代表されるべき意思をもたないからである。⁴⁸⁾

このようにみえてくると、たしかに C. de Malberg の「国民主権」論は、その「国民」と「代表」との関係が、国家とその機関の関係とアナロジクにとらわれているといつてよい。このことは、彼が、ドイツ流の国家主権と国家機関の理論の実質がすでに1791年憲法の制憲者によって準備されていた、としていることにも示されていよう。

問題は、彼が、この「国民の機関」たる「代表」は、特定の内容をもつ統治様式として、真正の君主制や民主制を排除する、としている点である。しかし彼がもし、その「国民主権」における「国民」と「国民の機関」たる「代表」を、国家とその国家機関と類似の関係でとらえられるとすれば、民主制を排除するという特定の政治的内容を「国民主権」論にふくませるべきではないであろう。この点、杉原教授が、同じ「国民の機関」説をとりながらも「代表」は1791年憲法の統治のシステムのみならず、選挙人自体を「代表」(=「国民の機関」)とすることによって直接民主制をも含みうるものである、として、C. de Malberg を批判しているのはその限りにおいて正当といわなければならない。しかし逆にいえば、1791年憲法が「人民」とはことなる主権主体を樹立したといえることができるような構造をもっているのは(それはすでにのべてきたように当時の制憲国民議会の主観的意図をこえたものであるが)、まさしくこの「代表」論のもつ民主制排除(それは単に直接民主制のみならず、すでにのべた選挙権の権利性の否定や命令的委任の禁止も当然ふくまれる)の結果なのである。とすれば、この矛盾は、1791年憲法の「国民」と「代表」たる立法府や国王との関係を国家とその機関との関係としてとらえる理解、つまり国家主権説の立場から Rousseau の主権論の矛盾の一つの解決形態として1791年憲法

47) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 285.

48) C. de Malberg. op. cit., t. II, p. 283—4.

49) 杉原前掲書335頁以下。

を位置づけることの問題性のあらわれといわなければならない。

4 まとめにかえて

本稿では、以上簡単ではあるが、C. de Malberg の「国民主権」論の検討を試みた。もちろん「人民主権」と「国民主権」を区別する理解は、彼のように国家主権説の立場からのものに限られているわけではない。Rousseau の「人民主権」と1791年憲法の主権原理がことなると考えられるのは、むしろ彼の分析の出発点である、Rousseau の理論的欠陥というよりも1791年憲法に含まれる反民主制的内容によるというてよいからである。その根底には革命の過程におけるブルジョワの勢力と「民衆」との激しい政治的対立があったことはよく知られていることである。たしかに Rousseau 流の「人民主権」と1791年憲法の「国民主権」はその理念の担い手や歴史的意義においては、ことなっていたことは事実である。しかしその場合でも、そのような政治的対立が主権の論理構造にどのように反映しているのかは、また独自の検討を要するであろう。思想の担手がことなることが、ただちに主権の論理構造に、たとえば「人民」=具体的な存在、「国民」=観念的な集合体、と載然と反映するとは限らない。しかしその点を明かにするためには、本稿では不十分にしか分析しえなかった制憲過程における主権主体の詳細な検討が必要であり、また主権主体のみならず主権観念の変遷も問題となる。Rousseau 流の「人民主権」論からするならば、主権主体が変化せしめられると考えられる同じ理由から主権観念も変化せざるをえないと考えられるのである。そこでは、特に「憲法制定権力 pouvoir constituant」観念との関連が問題となろう。本稿でなしたことは、これらの研究過程におけるごく一部にすぎない。

60) 本稿註60参照。

61) 前掲拙稿『「国民の憲法制定権力」に関する若干の考察」参照。